

令和 5 年度 第 3 回

監 査 報 告 書

千 葉 県 監 査 委 員

令和5年9月1日から令和5年10月31日までの間に実施した
監査の結果に関する報告を、地方自治法第199条第9項の規定
により、次のとおり提出する。

令和5年11月22日

千葉県監査委員	小倉	明
千葉県監査委員	川口	明浩
千葉県監査委員	関	政幸
千葉県監査委員	岩井	泰憲

本報告は、千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員告示
第1号）に準拠したものである。

目 次

第1 監 査 の 概 要

- 1 定 期 監 査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 監 査 等 の 種 類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 監査の実施内容及び着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (3) 監 査 の 対 象 等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 財政的援助団体等の監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 監 査 等 の 種 類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 監査の実施内容及び着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (3) 監 査 の 対 象 等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2 定期監査の結果

- 1 普 通 会 計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 指 摘 等 結 果 の 概 要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果・・・・・・・・ 4
 - (3) 監 査 の 実 施 状 況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3 財政的援助団体等の監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

- 1 出 資 団 体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 指 摘 等 結 果 の 概 要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (2) 監 査 の 実 施 状 況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (3) 団 体 の 概 要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 補 助 金 交 付 団 体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1) 指 摘 等 結 果 の 概 要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果・・・・・・・・ 13
 - (3) 監 査 の 実 施 状 況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第1 監査の概要

1 定期監査

- (1) 監査等の種類 地方自治法第199条第1項及び第2項並びに千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員告示第1号）第2条第1項第1号及び第2号の規定による監査
- (2) 監査の実施内容及び着眼点
財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施した。
また、監査の効率化等の観点から次の重点監査事項を設定するとともに、内部統制制度の整備・運用状況等を踏まえ、監査を実施した。
- ア 財務事務について
- (ア) 収入未済に係る債権管理等について
行政代執行負担金、水道料金等の収入未済については、千葉県債権管理条例の制定を踏まえ、解消に向けた手続等が適正に講じられているかを確認する。
また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われているか、公営企業会計における破産更生債権等については、その管理が適正に行われているかを確認する。
- (イ) 工事の執行について
契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算が適正かつ効率的に執行されているかを確認するとともに、施工後の管理についても確認する。また、施工時期の平準化の取組状況と併せ、進行管理の徹底による繰越しの縮減に努めているかを確認する。
- (ウ) 契約事務について
契約及びその履行確認が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。
- (エ) 財産の管理等について
財産の取得、管理及び処分が法令等に基づき適正に行われているか、その財産が有効に利用されているかを確認する。
特に未利用県有地については、売却処分の状況と併せ、利活用の検討状況を確認する。
- イ 適正な事務執行について
以下の取組等により経理処理を含めた適正な事務執行の確保が組織的に図られているかを確認する。
- ・業務プロセス上のリスクの適正な識別・評価に基づく対応の徹底
 - ・職員のコンプライアンス意識の徹底
 - ・職員の事務処理能力の向上
 - ・組織における複数の職員での確認や事務進捗管理等の徹底
- また、不適正な経理処理を防止するため、デジタル技術を活用した取組等が検討されているかを確認する。
- ウ 事務事業の効果的な実施について
本庁等の定期監査では、事務事業について、所期の目的が達成されているか、効果を挙げているか、必要性は失われていないかなどの観点から確認を行う。
- (3) 監査の対象等
- ア 実施した範囲 令和5年度会計に係る執行分
- イ 実施した期間 令和5年9月1日から令和5年10月31日まで
- ウ 監査実施機関数 普通会計 78機関（出先機関等78機関）

2 財政的援助団体等の監査

(1) 監査等の種類 地方自治法第199条第7項並びに千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員告示第1号）第2条第1項第3号の規定による監査

(2) 監査の実施内容及び着眼点

ア 出資団体

出納その他の事務で財政的援助等に係るものの執行が適切かつ効率的に行われているか、その財政的援助等の目的に沿って行われているか、団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼に実施した。

また、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況について確認するとともに、公社等外郭団体関与方針を勘案した監査を実施した。

イ 補助金交付団体

補助事業が目的に沿って適切かつ能率的に執行されているか及び補助金に係る会計処理は適正に行われているかを主眼に実施した。

(3) 監査の対象等

ア 実施した範囲	令和4年度会計に係る執行分
イ 実施した期間	令和5年9月1日から令和5年10月31日まで
ウ 監査実施機関数	出資団体 3団体
	補助金交付団体 4団体（学校法人（私立高等学校）4団体）
	計 7団体

第2 定期監査の結果

1 普通会計

監査を実施した78機関について、以下の点を除き、おおむね適正と認められた。

(指摘事項又は注意事項のあった機関…9機関)

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項 (2件)

- ・収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件
- ・契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

イ 注意事項 (8件)

- ・個人情報記載された書類の紛失等について、再発防止を求めたもの・・・5件
- ・契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件
- ・生乳への洗浄液の混入について、再発防止を求めたもの・・・1件
- ・履修登録事務の誤りについて、再発防止を求めたもの・・・1件

ウ 指導事項 (19件)

- ・収入未済に係るもの・・・6件
- ・収入事務に係るもの・・・6件
- ・支出負担行為の時期に係るもの・・・3件
- ・生徒の成績評価に係るもの・・・1件
- ・兼業許可手続に係るもの・・・1件
- ・支出事務に係るもの・・・1件
- ・契約事務に係るもの・・・1件

【参考】監査の結果の処理区分及び基準

区分	基準
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合 ・経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合 ・前回の監査において注意事項とした事項について改善の効果が認められない場合
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合 ・経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合 ・前回の監査において指導事項とした事項について改善の効果が認められない場合
指導事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合 ・事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合

(2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果
教育委員会教育機関

監査対象機関	指摘事項等
千葉東高等学校	<p>注意事項 生徒の個人情報に記載された書類を紛失した事例が認められた。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、個人情報に係る書類の厳重な管理について、改めて指導を徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p>
千城台高等学校	<p>指摘事項 授業料徴収事務において、納付書により収納すべきところ、所属が管理している私費会計口座に振り込ませたことにより、保護者に不要な振込手数料を負担させ、かつ、振り込まれた現金の収納事務を怠っていた事例が認められた。 授業料徴収及び現金収納については内部統制3様式が整備されているものの、組織として内部統制が有効に機能しなかったものであり、全職員に目的や内容の異なる公費と私費に関する現金の取扱いの違いや内部統制制度を周知徹底することで、内部統制体制を整備し、再発防止を図ること。</p>
行徳高等学校	<p>注意事項 生徒の個人情報に記載された書類を紛失した事例が認められた。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、答案用紙の管理方法や別室での受験対応など、所属として整備した再発防止策の徹底を図ること。</p>
沼南高等学校	<p>注意事項 生徒の個人情報に記載された書類を紛失した事例が認められた。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、答案用紙の管理方法など、所属として整備した再発防止策の徹底を図ること。</p>
流山南高等学校	<p>注意事項 生徒の個人情報に記載された文書を不必要に掲示し、漏えいを招いた事例が認められた。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、掲示する文書は不特定の者がそこに示された情報を入手できることを前提に取り扱い、個人情報を含む文書には注意を要する旨の表示や、個人情報に係る書類の厳重な管理について、改めて指導を徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p>

監査対象機関	指 摘 事 項 等
大網高等学校	<p>指摘事項 委託業務の契約について、予算令達がないにも関わらず契約手続を行い、契約締結前に業務着手させていた事例が認められた。 今後は、所要額を正確に見積もった上で予算要求を行うほか、予算が不足する場合には速やかに主務課と協議を行い、予算令達を受けた後に契約を締結し、業務を執行すること。</p> <p>注意事項 飼育している乳牛から搾乳した生乳に洗浄液が混入したことにより、千葉酪農農業協同組合が収集した生乳を廃棄することとなり、県が損害賠償（696,394円）を行った事例が認められた。 搾乳機の改修や作業工程の可視化等の対策を講じているが、今後は作業手順の遵守を組織として徹底し、再発防止に努めること。</p>
長生高等学校	<p>注意事項 工事請負契約の締結に当たり、契約締結の起案及び支出負担行為伝票の起票が行われないまま文書による決裁を受けずに、公印を使用し契約書を作成した事例が認められた。 公印の管理及び使用は厳正を期すべきものであることを十分に認識し、使用時には決裁文書等の確認を徹底すること。また、契約手続においては、起案及び支出負担行為伝票の起票を一括して行い、適正な事務手続を確保した上で契約を締結すること。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、業務の進捗管理を徹底し組織として内部統制を機能させるなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p>
木更津東高等学校	<p>注意事項 履修登録に係る事務において、システムに科目を誤って登録したことに伴い、数年に渡って誤記載のある書類が生徒の進路先（大学等）へ提出されている事例が認められた。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、システム登録時はもとより、書類の出力時や文書の発送時には適切な確認を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p>
大網白里特別支援学校	<p>注意事項 生徒の個人情報に記載された書類を紛失した事例が認められた。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、個人情報に係る書類の厳重な管理について改めて指導を徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p>

(3) 監査の実施状況

【普通会計（出先機関等） 78機関】

実施機関名		実施年月日
総務部	葛南地域振興事務所	令和5年10月31日
教育委員会 教育機関	千葉高等学校、千葉女子高等学校、千葉東高等学校、千葉商業高等学校、京葉工業高等学校、千葉工業高等学校、千葉南高等学校、検見川高等学校、千葉北高等学校、若松高等学校、千城台高等学校、生浜高等学校、幕張総合高等学校、千葉西高等学校、八千代東高等学校、八千代西高等学校、津田沼高等学校、船橋東高等学校、船橋豊富高等学校、市川工業高等学校、行徳高等学校、松戸国際高等学校、松戸馬橋高等学校、柏の葉高等学校、柏中央高等学校、沼南高等学校、沼南高柳高等学校、流山おおたかの森高等学校、流山南高等学校、流山北高等学校、野田中央高等学校、清水高等学校、関宿高等学校、我孫子高等学校、我孫子東高等学校、下総高等学校、多古高等学校、銚子高等学校、旭農業高等学校、東総工業高等学校、匝瑳高等学校、松尾高等学校、東金高等学校、大網高等学校、長生高等学校、茂原高等学校、茂原樟陽高等学校、一宮商業高等学校、大原高等学校、長狭高等学校、木更津高等学校、木更津東高等学校、君津青葉高等学校、袖ヶ浦高等学校、市原高等学校、京葉高等学校、市原緑高等学校、姉崎高等学校、市原八幡高等学校、千葉中学校、仁戸名特別支援学校、習志野特別支援学校、船橋夏見特別支援学校、市川特別支援学校、つくし特別支援学校、矢切特別支援学校、特別支援学校流山高等学園、我孫子特別支援学校、四街道特別支援学校、印旛特別支援学校、栄特別支援学校、飯高特別支援学校、東金特別支援学校、大網白里特別支援学校、夷隅特別支援学校、君津特別支援学校、市原特別支援学校	令和5年10月31日

第3 財政的援助団体等の監査の結果

1 出資団体

監査を実施した3団体について、おおむね適正と認められた。

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項

指摘すべき事項は認められなかった。

イ 注意事項

注意すべき事項は認められなかった。

ウ 指導事項

指導すべき事項は認められなかった。

(2) 監査の実施状況

【出資団体 3団体】

実施団体名 (主務課)	実施年月日
公益財団法人千葉交響楽団 (環境生活部スポーツ・文化局文化振興課)	令和5年10月31日
千葉県土地開発公社 (県土整備部用地課)	令和5年10月31日
千葉県道路公社 (県土整備部道路計画課)	令和5年10月31日

(3) 団体の概要（監査実施時における団体公表資料）

ア 公益財団法人千葉交響楽団

(ア) 目的

オーケストラによる音楽芸術の普及向上に関し必要な事業を行い、もって千葉県における文化の振興に寄与することを目的としている。

(イ) 主な事業の内容

- a 演奏会の開催
- b 音楽教室の開催
- c 音楽に関する講座の開設

(ウ) 財務の状況

正味財産増減計算書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

費 用		収 益	
一般正味財産増減の部	円	一般正味財産増減の部	円
経常費用	202,697,205	経常収益	201,015,839
事業費	197,074,477	基本財産運用益	1,454
管理費	5,622,728	受取会費	6,193,000
当期一般正味財産増減額	△1,681,366	事業収益	138,616,170
		受託料収入	14,629,500
		受取補助金等	34,014,000
		受取寄附金	5,766,353
		雑収益	1,795,362
計	201,015,839	計	201,015,839

貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日現在)

資 産		負 債 ・ 正 味 財 産	
流動資産	63,017,899 円	流動負債	15,376,652 円
当座資産	61,739,533	未払金	10,627,467
その他の流動資産	1,278,366	預り金	490,585
固定資産	88,013,196	未払消費税等	1,715,800
基本財産	65,300,000	前受金	2,542,800
特定資産	19,204,667	固定負債	32,767,200
その他の固定資産	3,508,529	長期借入金	30,100,000
		長期未払金	2,667,200
		正味財産	102,887,243
		指定正味財産	68,504,667
		(うち基本財産への充当額)	(65,300,000)
		(うち特定資産への充当額)	(3,204,667)
		一般正味財産	34,382,576
		(うち特定資産への充当額)	(16,000,000)
計	151,031,095	計	151,031,095

(エ) 令和4年度の出捐金及び補助金の状況

a 出捐金は、25,000,000円である。

b 補助金は、次のとおりである。

(公財)千葉交響楽団事業補助金 25,988,000円

イ 千葉県土地開発公社

(7) 目的

公共用地、公用地等の取得、管理処分等を行うことにより公有地の拡大の計画的推進を図り、もって地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に資することを目的としている。

(イ) 主な事業の内容

- a 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
- (a) 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
 - (b) 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
 - (c) 公営企業の用に供する土地
 - (d) 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地
 - (e) 観光施設事業の用に供する土地
 - (f) 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
 - (g) 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
 - (h) 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地
- b 住宅用地の造成事業、港湾整備事業（埋立事業に限る。）、地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業並びにこれらの事業により造成した造成地について借地借家法第2条第1号に規定する借地権（地上権を除き、同法第23条の規定の適用を受けるものに限る。）を設定し、当該造成地を業務施設（工場、事務所その他の業務施設をいう。）、福祉増進施設（教育施設、医療施設その他の住民の福祉の増進に直接寄与する施設をいう。）又は立地促進施設（業務施設又は福祉増進施設の立地の促進に資する施設をいう。）の用に供するために賃貸する事業を行うこと。
- c 上記業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。
- (a) 上記aの土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は上記bの事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。
 - (b) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(ウ) 財務の状況

損 益 計 算 書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

費 用		収 益	
事業原価	2,098,118,276 円	事業収益	2,506,953,924 円
公有地取得事業原価	1,794,649,485	公有地取得事業収益	1,741,876,960
土地造成事業原価	194,318,635	土地造成事業収益	706,655,156
附帯等事業原価	73,632	附帯等事業収益	1,088,708
あっせん等事業原価	109,076,524	あっせん等事業収益	57,333,100
販売費および一般管理費	171,718,109	事業外収益	13,431,152
事業外費用	28,000	受取利息	1,596,119
支払利息	28,000	有価証券利息	785,228
特別損失	1	賃貸収入	10,335,600
当期純利益	250,520,690	雑収益	714,205
計	2,520,385,076	計	2,520,385,076

貸 借 対 照 表
(令和5年3月31日現在)

資 産		負 債 ・ 資 本	
流動資産	7,381,161,713 円	流動負債	907,743,911 円
預金	4,933,880,852	未払金	853,522,261
未収金	62,813,100	未払費用	2,076,303
公有用地	1,755,712,054	前受金	38,850,324
代行用地	477,150,159	短期預り金	475,072
完成土地等	148,558,194	賞与引当金	12,819,951
代替地	2,764,548	固定負債	3,790,027,380
立替金	20,389	長期借入金	2,707,320,288
短期前払費用	95,700	退職給付引当金	287,159,220
未収収益	166,717	預り保証金	795,547,872
固定資産	8,436,347,929	(負債合計)	(4,697,771,291)
有形固定資産	347,258,400	資本金	10,000,000
無形固定資産	2,493,614	基本財産	10,000,000
投資その他の資産	8,086,595,915	準備金	11,109,738,351
		前期繰越準備金	10,859,217,661
		当期純利益	250,520,690
		(資本合計)	(11,119,738,351)
計	15,817,509,642	計	15,817,509,642

(エ) 令和4年度の出資金、貸付金及び債務保証の状況

- a 出資金は、10,000,000円である。
b 貸付金は、次のとおりである。

区 分	前年度末貸付額	当年度貸付額	当年度償還額	当年度末貸付額	備 考
長期貸付金	円 1,930,000,000	円 0	円 0	円 1,930,000,000	土地開発基金、 簿価凍結資金

c 債務保証の状況は、次のとおりである。

区 分	前年度末残高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末残高	備 考
債務保証	円 1,450,130,923	円 1,031,289,726	円 1,704,100,361	円 777,320,288	公有地取得事 業資金

ウ 千葉県道路公社

(ア) 目的

千葉県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的としている。

(イ) 主な事業の内容

- a 千葉県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路（道路法に規定する道路のうち高速自動車国道を除く。）の新設、改築、維持、修繕、道路法第 13 条第 1 項に規定する災害復旧その他の管理を行うこと。
- b 国、地方公共団体、東日本高速道路株式会社若しくは他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づき上記 a の道路の管理と密接な関連のある道路（道路法第 3 条に規定する道路をいう。）の管理を行い、又は委託に基づき土地区画整理法に基づく土地区画整理事業のうち地方道路公社法施行令（以下「施行令」という。）第 3 条で定めるものを行うこと。
- c 上記 a に規定する地域において、その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。
- d 上記 a の道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他施行令第 4 条で定める施設の建設及び管理を行うこと。
- e 上記 a から d に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- f 上記 a から e の業務の遂行に支障のない範囲内で、国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、試験及び研究を行うこと。
- g 上記 a の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他施行令第 5 条で定める施設（以下「事務所」という。）を建設し、及び管理すること。
- h 委託に基づき、上記 a の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設し、及び管理すること。
- i 上記 a に規定する地域において、道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道の建設及び管理を行うこと。
- j 上記 i の一般自動車道の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他施行令第 4 条で定める施設の建設及び管理を行うこと。
- k 上記 g から j に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(ウ) 財務の状況

損 益 計 算 書
自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 5 年 3 月 31 日

費	用	収	益
管理業務費	1,442,524,079 円	業務収入	1,821,204,304 円
一般管理費	218,179,578	受託業務収入	684,639,381
諸減価償却費	1,632,319,554	業務外収入	1,686,636,766
諸引当損	201,319,063	当期損失	28,040,795
受託業務費	684,639,381		
業務外費用	41,539,591		
計	4,220,521,246	計	4,220,521,246

貸 借 対 照 表
(令和5年3月31日現在)

資 産		負 債 ・ 資 本	
流動資産	1,521,028,630 円	流動負債	888,568,403 円
現金及び預金	300,043,587	未払金	191,660,160
未収金	690,142,536	未払費用	355,404
前払金	530,410,000	前受金	496,610,000
その他の流動資産	432,507	預り金	181,958,626
固定資産	24,235,459,054	賞与引当金	17,984,213
事業用資産	23,229,564,250	固定負債	6,820,406,253
有形固定資産	1,001,669,511	長期借入金	6,547,966,916
無形固定資産	4,225,293	退職手当引当金	257,506,837
		長期リース債務	14,652,000
		長期預り金	280,500
		特別法上の引当金等	10,993,793,423
		道路事業損失補てん引	
		当金	1,785,375,330
		償還準備金	9,208,418,093
		(負債合計)	(18,702,768,079)
		基本金	7,432,500,000
		繰越欠損金	378,780,395
		繰越欠損金	350,739,600
		当期損失	28,040,795
		(資本合計)	(7,053,719,605)
計	25,756,487,684	計	25,756,487,684

(エ) 令和4年度の出資金、負担金、補助金及び債務保証の状況

a 出資金は、5,691,250,000円である。

b 負担金は、次のとおりである。

 団体共済組合設立団体負担金 6,527,105円

c 補助金は、次のとおりである。

 千葉外房有料道路の無料開放に係る補助金 1,685,572,976円

d 債務保証の状況は、次のとおりである。

区 分	前年度末残高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末残高	備 考
	円	円	円	円	
債務保証	6,221,510,473	3,317,630,000	2,991,173,557	6,547,966,916	国土交通省、地方公共団体金融機構、金融機関

2 補助金交付団体

I 学校法人（私立高等学校）

監査を実施した4団体について、おおむね適正と認められた。

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項

指摘すべき事項は認められなかった。

イ 注意事項

注意すべき事項は認められなかった。

ウ 指導事項

指導すべき事項は認められなかった。

(2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果

特になし

(3) 監査の実施状況

【学校法人（私立高等学校） 4団体】

実施団体名	実施年月日
学校法人紅陵学院 拓殖大学紅陵高等学校	令和5年10月31日
学校法人日本大学第一学園 千葉日本大学第一高等学校	令和5年10月31日
学校法人聖書学園 千葉英和高等学校	令和5年10月31日
学校法人千葉明德学園 千葉明德高等学校	令和5年10月31日

(主務課 総務部学事課)